

『桑華蒙求』管見

——編纂素材と後続書への影響の一斑から——

本 間 洋 一

ないかと思われる。

その後、本書は天保十五年（一八四四）にも木活字版に依り再刊^③され、更に明治十六年頃には『箋註桑華蒙求』^④として出版されたこともあるのだが（今日では一般に流通していない）上記のいずれも入手が容易というわけではない。

そして、本書の研究についてもつい近年迄本格的なものはないかと言つて良い。その基礎的研究として注目すべきは、岡山市在住の市井の篤学吉田哲郎氏の業績である。吉田氏には『新桑華蒙求物語』（上巻五冊、中巻二冊、昭和六十二年二月）平成二年二月。*現代語訳篇）『桑華蒙求訳註』（上巻二冊、中巻二冊、下巻四冊。平成元年四月～六年四月。*本文訓読・頭注・補注・余滴から成る）『年代順桑華蒙求一覽扶桑之部』（平

『桑華蒙求』は備前足守藩主木下^①（^{まんだ}台定）（一六五三—一七三〇）の編になる漢文体人物故事譚であり、唐土の『蒙求』や本朝の先行版『本朝蒙求』^②などに倣つた続撰本蒙求に挙げられる通俗教養書である。その特色は書名にも伺われるように、基本的に本朝故事と類同の中国のそれを番えさせた点にあると言つて良からう。稿の成つたのは宝永七年（一七一〇）初夏以前と思われるが、刊行年月は必ずしも明らかではない。巻頭の林鳳岡「桑華蒙求序」は宝永七年孟夏付であり、巻末の「桑華蒙求跋」（後学桃原塾沂魯南甫識）には「正徳扶嚮八月」とある。それに依れば正徳年間（一七一—一六〇）には印行されていたのでは

成三年十月)がある。いずれも原稿用紙に手書した上電子複写し、簡易製本にして、同好の士の数名に配布されたものである。現在その一揃えが岡山県総合文化センターに寄贈されて閲覧できる。これは出典研究の嚆矢としても画期的であり——但し稿者の出典調査と一致しない処も多少あるが——『桑華蒙求』研究の出発として稿者は高く評価されるべきではないかと考える。

二

さて、本書には巻頭に二篇の序と凡例の後に「新撰自註桑華蒙求引書」として、日本・中国の二国別に使用文献のリストが掲げられている。先ず「本朝書史」として記されているものを記すと次の如くである。(書名の一部を補うカッコ部分を付したの稿者である)。

日本書紀 続日本紀 釈日本紀 三代実録 大和物語 本朝文粹 榮華物語 枕草子 袋草子 万葉集抄 八代集抄 百人一首抄 源氏物語抄 夫木和歌抄 古今著聞(集) 江談抄 江記 徒然草抄 倭漢朗詠集註 宇治大納言記(題) 元亨釈書 連

歌新式 保元平治物語(論題) 源平盛衰記 平家物語
東鑑 世継物語 増鑑 太平記大全 鎌倉大草子
今昔物語(集) 高名録 難太平記 十訓抄
公卿補任 大系図 続古事談 (本朝)一人一首
將軍家譜 羅山文集 (本朝)神社考 本朝医考
史館茗話 図絵宝鑑続編伝 天文雜説 三國筆海(全書) 本朝蒙求(日本書史) 本朝人物志 扶桑僧宝伝 扶桑隱逸伝

右の掲載書につき、稿者の視点から若干気になるものについては付言しておきたい。『図絵宝鑑続編伝』は恐らく明・韓昂撰のもので、「本朝書史」ではなく「中華経籍」に移すべきである(本書編纂者の思い違いに依るだろう)。また、「高名録」は『本朝書籍目録』に「高名録 一卷 江帥抄」と見えるものを指すだろうか。とすれば、「河海抄」や「説経口伝明鏡集」に引用され(和田英松『本朝書籍目録考証』明治書院・昭和十一年)、『本朝語園』などにも引かれるものの、今日伝本を聞かない書であるから孫引き(猶、本書編纂当時存し披見していた可能性も皆無とはいえないが)の可能性もあるということになるまいか。『天文雜説』は現今では吉田幸一蔵本が天下の孤本

(古典文庫配本番号六二八(平成十一年三月))とされているが、『本朝語園』引用書の一書でもあったから、この頃はよく用いられたものであったのかも知れない。『三国筆海全書』(木戸常陽(真幸正心)撰。全二十卷。慶安三年(一六五〇)初刊か。同五年版他無刊記本もある)の利用も少々珍しいと言つて良いであらうか。

次いで〔中華経籍〕として挙げられているものを掲げる。

論語疏 孟子 詩経翼 春秋左氏伝 (春秋)穀

梁伝 史記 前漢書 後漢書 新唐書 貞觀政

要 十八史略 列女伝 莊子 淮南子 蒙求

搜神記 世説(新語) 事文類聚 統蒙求(分註)

開天(天宝)遺事 説郭襄 文選 韓昌黎文集

柳河東文集 黄山谷詩集 古文(真宝)前集 古文

真宝(後集) 三体詩備考 劉貢父詩話 瀛奎律髓

詩人玉屑 国老談苑 法原捷録 瑯琊代醉編

文献通考 潜確居類書 書言故事(大全) 円機

活法 排韻氏族 五車韻瑞 統韻府 樂府雜録

正字通 因話録 無冤録 法書要録 画禅

小名録 揮塵録 江行雜録 (山中)一夕話 医

学入門 本草綱目 医学正伝標註 (景德)伝燈録

僧史略 祖庭事苑 石門文字禅 教乘法数

鑑古録

これらについてもやはり言及しておきたいものがある。殊に後半には余り馴染みのない書名が並んでいるように思われる。

『国老談苑』(宋・王銍)『樂府雜録』(唐・段安節)『因話録』

(唐・趙璘)『画禅』(明・釈蓮儒)『小名録』(唐・陸龜蒙)『揮

塵録』(宋・王清臣)『江行雜録』(宋・廖肇中)などの書は単

行していたというより叢書『説郭』に所収されていたものを利

用したとみた方が蓋然性が高いように思われる。『無冤録』(元・

王与。二卷)『山中一夕話』(明・李贄。『開卷一笑』とも称す。

上集・下集各七卷)『医学入門』(明・李梴。七卷首一卷)『医

学正伝標註』(明・余応奎。十六卷)『教乘法数』(明・円滯。

四十卷)『石門文字禅』(宋・釈惠洪。三十卷)などについては

明刊本や朝鮮刊本、更には本朝の刊本が見えるものもあるので、

単刊書を利用したかと一応思われるのだが、猶注意されるのは

『事文類聚』(宋・祝穆等。全三百三十六卷)『潜確居類書』(明・

陳仁錫。二十卷)『円機活法』(明・王世貞。二十四卷)『五車

韻瑞』(明・凌稚隆。百六十卷)などといった大部の類書が利

用されているということであろうか（こうした類書中に引かれた書名を孫引であるにも関わらず掲げている可能性も皆無とは言えないのではあるまいか）。稿者には猶、『劉貢父詩話』『法原捷録』『排韻氏族』『統韻府』（『増続会通韻府群玉』か）『鑑古録』についての知見がない。御高見の方の教示を賜ることができれば幸いである。

本書の編纂はまずは基本的に以上のような書籍を利用して成ったと考えて良いだろう。但し、如上書中の一書を引用するに止まるものもあれば、複数の引用書を組合わせて本文に用いる場合もあり事は必ずしも単純ではない。本朝書に関して言えば、例えば中世説話書の直接利用ではなく、本書に先行して江戸初期に刊行された再録書籍に依ることも少なくない。以下ではそうした点にも聊か配慮しながら、編纂素材の一端を明らかにし、併せて後統書への影響の一斑（此稿では本朝故事に偏ることになるが）についても窺ってみたい。

三

まずは、対の偶数番に見える中国故事の様相から見てゆくこととしよう。単独の典故としてよく用いられているものには、

例えば、

蒙求 十八史略 春秋左氏伝 古文真宝 世説新語
 のような極めてオーソドックスな作品があり、本文をそのまま利用することも多いのであるが、一方で、これらの複数の書籍の文を断章し取合せて用いることも少なくない。以下そのパターンをいくつか具体的に採挙げて記してみよう。

『桑華蒙求』（巻下・48趙武袴中）に次のような文が見える。

春秋時^レ有^レ趙夙者^一、事^レ晋。夙生^レ成子衰^{（つとむ）}、衰生^レ宣子盾^{（たけ）}、盾生^レ朔、朔娶^レ成公姉^{（あね）}、為^レ夫人。大夫屠岸賈滅^レ朔之族。朔有^レ遺腹子武。賈聞^レ之、索^レ於宮中。夫人置^レ兒袴中、祝曰、趙宗滅乎、若号、即不^レ滅、若無^レ声。及^レ索、竟無^レ声、已脱。

この文は、左記に掲げるように、前半「朔有^レ遺腹子武」迄は『十八史略』からの、後半は『史記』からの引用で成立していることは一目瞭然であろうと思う。

趙之先本与^レ秦同姓。……春秋時^レ有^レ趙夙者^一、事^レ晋。夙生^レ成子衰^{（つとむ）}、衰生^レ宣子盾^{（たけ）}、盾生^レ朔、朔娶^レ成公姉^{（あね）}、為^レ夫人。大夫屠岸賈滅^レ朔之族。朔有^レ遺腹子武。賈索^レ之、不得。……。

（『十八史略』巻一・春秋戦国・趙）

趙朔妻成公婦。有遺腹、走公宮匿。……屠岸賈聞之、索於宮中。夫人置兒絝中、祝曰、趙宗滅乎、若号、即不滅、若無声。及索兒竟無声。已脱……。

次に本書卷上（16孔明尽忠）には次のように見えている。

蜀諸葛亮、字孔明、瑯邪陽都人。躬耕「隴畝」。先主及稱尊号、以亮為「丞相」。史称、亮開「誠心」、布「公道」、刑政雖「峻而無怨者」。真識「治之良材」、而謂「其材長於治」國、將略非「所長」、則非也。初丞相亮嘗表「於帝」曰、臣成都有「桑八百株薄田十五頃」。子弟衣食自有「餘」、不「別治」生、以長「尺寸」、臣死之日、不使「內有餘帛」、外有「贏財」以負「陛下」。至「是卒」。如其言、諡「忠武」。

この文章の素材源は、初めから「隴畝」迄の部分（A）と「先主」から「為丞相」迄の部分（B）、そして、「史称」以下（C）の三部に分けて考えられ、次の如く前半のAとBは『蒙求』から、Cは『十八史略』からの抄出と知られるであろう。

蜀志。諸葛亮字孔明、瑯邪陽都人。躬耕「隴畝」、好為「梁父吟」。……先主曰、孤之有孔明猶「魚之有水」也。……及稱尊号、以亮為「丞相」。

『蒙求』3孔明臥龍

『桑華蒙求』管見

……史称、亮開「誠心」、布「公道」、刑政雖「峻而無怨者」、真識「治之良材」、而謂「其材長於治」國、將略非「所長」、則非也。初丞相亮、嘗表「於帝」曰、臣成都有「桑八百株薄田十五頃」、子弟衣食自有「餘」、不「別治」生以長「尺寸」、臣死之日、不使「內有餘帛」、外有「贏財」以負「陛下」。至「是卒」。如其言、諡「忠武」。

『十八史略』卷三・三國・後皇帝

また、本書卷下「54棟琳作檄」には次のように見える。

広陵陳琳、字孔璋。避難冀州。袁本初使典「文章」、作檄以告「劉備」、曹公失「德不據」依附、宜「歸」本初也。後紹敗琳歸「曹公」。曹公曰、卿昔為「本初」移書、但可「罪」狀孤而已。何乃上及「父祖」邪。琳謝「罪」曰、矢在「弦」上、不「可」不「發」。曹公愛「其才」不「責」之。為「司空」軍謀祭酒、管「記室」。典略曰、琳作「諸書及檄」、草成呈「太祖」。太祖先苦「頭風」、是日疾發臥。誦「琳所」作、翕然而起曰、此愈「我病」。数加「厚賜」。

この文も、冒頭から「字孔璋」迄の部分（A）、「避難」から「不責之」迄の部分（B）、「為」より「記室」迄の部分（C）と「典略」以下（D）の四つの部分から成ると考えて良い。そ

して、これらの部分は、次に掲げるように、A C Dが『蒙求』から、Bは『和刻本六臣注文選』（汲古書院刊）の慶安五年（一六五二）刊本を利用）の注文からの抄引であることが知られる。

魏志。広陵陳琳字孔璋、陳留阮瑀字元瑜。琳避難冀州。袁紹使典文章。袁氏敗、歸太祖。太祖愛其才、並以琳瑀為司空軍謀祭酒管記室。軍國書檄多琳瑀所作。典略曰、琳作諸書及檄、草成呈太祖。太祖先苦頭風。是日疾發、臥詭琳所作、翕然而起曰、此愈我病。數加厚賜。太祖嘗使瑀作書與韓遂。時從太祖出。因於馬上具草、書成呈之。太祖攬筆欲有所定、而竟不能增損。魏文帝與良質書曰、孔璋章表殊健、微為繁富。元瑜書記翩翩致足樂。

〔蒙求〕592陳琳書檄

撥也言農時煩擾百姓已親見此恐遠所給谷相如自謂也近縣近蜀之縣也 山澤之民不徧聞檄到亟下縣道 善曰亟急也 使咸喻陛下之意無忽 輕也恐山谷之人不徧聞可急下檄書告之使 皆知非天子之意輕忽也

為表紹檄豫州 善曰魏志曰同翰注○翰曰琳

陳孔璋 善曰魏志曰琳字孔璋 此檄以告劉備言曹公失德不堪依附宜歸本初也後細說琳歸曹公曹

公曰卿昔為本初移書但可罪狀我而已何勿上及父祖邪琳謝罪曰夫在彼上不可不發曹公愛其才不責之

文選四十四 五

〔和刻本六臣注文選〕卷四四

右のように『和刻本六臣注文選』については、その本文のみではなく付された注そのものが利用されることは次のような例でも確認される。「洛神凌波」（『桑華蒙求』卷下・12）は有名な曹植「洛神賦」に因む故事で次のように記されている。

魏曹植字子建、魏武帝第三子也。初封東阿王、後改封

雍丘王。洛神謂溺於洛水為神也。植有所感、託而賦焉。賦曰、揚輕桂之綺靡、翳脩袖、以延佇、体迅飛鳧、飄忽若神、陵波微步、羅襪生塵。云々。

この文は、初めから「雍丘王」、「洛神……賦焉」、「賦曰……云云」の三部から成り、『文選』の卷一九（十八丁、二十三丁）所収「洛神賦」の作者「曹子建」下の李周翰に依る人物注記からの抄出と、賦本文からの抜萃であることは下記に提示する通りである。

曹植の伝と言えば恐らく先ず『三国志』（卷一九・魏書・陳思王植伝）に詳しく、要略も『世説新語』（文学第四・66話所引『魏志』）に見えたと知られていようが、それらをわざわざ検引するまでもなく、注釈本の記述がいかに簡便で有用な役割を果たすものであったかが察せられる（それは時に安易さとうつるかも知れないが）。

注釈本の利用と言えば、『古文真宝』の場合も同様である。例えば「陶潜歸去」（『桑華蒙求』巻下・190）には次のように記されている。

朱文公云。歸去來詞、乃晋陶潜渊明之所作也。潜為彭沢

洛神賦 井序○善曰漢書音義如淳曰宓妃宓義氏之女溺死洛水為神

曹子建 翰曰魏曹植字子建姬武伯也三子也初封東阿王後改封雍

文選十九

十八

丘王死誠曰陳思王洛神謂溺於洛水為神也植有所感託而賦焉○善曰記曰植初求甄送女不遂為太祖回與五官中郎將植殊不乖晝思夜想廢寢與食黃初中人朝帝亦植既后王鑿金帶枕植見之不覺泣下許已為郭行說死帝意尋悟因留京欲仍以枕奪植指還度輟裝將息洛水上因思甄氏愆若有見遂述其事作感甄賦后明帝見之改爲洛神賦

黃初三年余朝京師還濟洛川古人有言斯水

之神名曰宓妃 翰曰黃初文帝年號京師洛陽也還還雍丘也斯水洛水也

感宋玉對楚王說 善無神女之事遂作斯賦其

詞曰余從京師 善作言歸東藩 善曰魏志曰黃初三年立植為

文選十九

三十三

牽牛星各在河之傍與織女相屬故云獨擗輦處此怨無仇纒之擗故擗詠之以感陳王擗輦

桂之綺靡翳脩袖以延佇體迅飛鳧飄忽若

神陵五臣波微步羅幃 武生塵善曰感波而馳也洛塵即神而言若者夫神萬靈之抱稱言若所以類彼非謂此為非神也淮南子曰聖人行

所以類彼非謂此為非神也淮南子曰聖人行

県令。時郡守遣督郵至。吏白、当束带見之。潜歎曰、吾安能為五斗米折腰、向鄉里小兒耶。即日解印綬、歸去、遂作此詞以見其志。後以劉裕將移晉祚、恥事二姓。遂不復仕。宋文帝時、特徵不至。卒諡靖節徵士。歐陽公言、兩晉無文章、幸独有此篇耳。其詞義夷曠蕭散。雖楚声而無尤怨切蹙之病。

この故事の話柄そのものは『蒙求』(488陶潜婦去)にも実は全く同題で見える。従つてその『蒙求』の本文をそのまま引用して済ませることも可能なはずであつたし、実際本書では『蒙求』をそのまま利用したところも少なくないのである。ところがここでは何を聞いたかと言へば、稿者は『古文真宝後集諺解大成』(『箋解古文真宝後集』でも良い)あたりかと考へる。「朱公文云」以下の文章は『諺解大成』本の「婦去來辭」題下に記された注記と完全に一致するのである。

次に類書の活用の一斑についても触れておきたい。「望帝杜鵑」(『桑華蒙求』卷上・4)は次のような文である。

蜀之先肇於人皇之際。黄帝子昌意娶蜀人女、生帝嚳。后封其支庶於蜀。始称王者、自名蚕叢、次伯灌、次魚鳧、后王曰杜宇、号望帝。荆人鼈靈其尸随水上至。

汶山下。見望帝立為相。自以德不如鼈靈、禪位鼈靈、号開明。遂自亡去、化為子規。蜀人聽其鳴曰、我帝魂也。

蜀の望帝(杜宇)が没して子規(時鳥)と成つたというこの有名な故事そのものは、例えば、『文選』(卷四・左思「蜀都賦」の「鳥生杜宇之魄」とある劉涖林注⁷⁾、『蒙求』(92鼈令王蜀⁸⁾)の「華陽國志」(卷三・蜀志)、『太平寰宇記』(禽經⁹⁾)などもあるの中国書に見え、本朝でも浅井了意『新語園』(卷七・杜鵑付杜宇事¹²⁾)のような先行書に伺え、更にはこの頃比較的良好に用いられた『事文類聚』(後集卷四四・羽虫部・杜鵑¹³⁾)にも勿論言及されているのだが、本書本文に最も近いのは実は次に記す『田機活法』(卷二三・飛禽門・子規)ではないかと思われるのである。

望帝魂

寰宇記云。蜀之先肇於人皇之際。黄帝子昌意娶蜀人女、生帝嚳。后封其支庶於蜀。始称王者、自名蚕叢、次伯灌、次魚鳧、后王曰杜宇、号望帝。荆人鼈靈、其尸随水、上至汶山下、見望帝。立為相。自以德不如鼈靈。禪位鼈靈。号開明。遂自亡去、

化為子規。蜀人听其鳴曰、我帝魂也。

〔注。文中「驚」字は「驚」に同じ（異体字）で、「听」と「聽」は通用〕

本書に見える中国故事が、後続書の記述とどう絡むのか、その影響についても必ずしも明らかではない。類似の故事書も少なくないということが背景の一端になくもないが、今後更なる調査を重ねる必要があるであろう。

四

次に対の奇数番に見える日本の故事につき、その記事の一斑に触れておきたい。本朝の書籍で比較的使用度の高いものを挙げておすれば、次のようなものであろうか。

日本書紀 平家物語或は源平盛衰記 十訓抄 元亨
釈書 本朝神社考 日本古今人物史 本朝蒙求

本朝語園

前半の『日本書紀』（その注書『積日本紀』の利用も散見する）『平家物語』（或は『盛衰記』とも）『十訓抄』『元亨釈書』など、中世以前の書（刊本）の利用については殊に特色あるものとは言えないが、近世に入って編された後半の四著にやや新鮮味を

窺うことも可能と言うべきか。就中『日本古今人物史』（宇都宮遼庵。寛文九年（一六六九）刊）『本朝蒙求』（菅仲徹。貞享三年（一六八六）刊）『本朝語園』（孤山居士。宝永三年（一七〇六））といった通俗人物志を積極的に利用している点には意を留めておいて良いかも知れない。既に『本朝蒙求』の小考で言及したことでもあるが、本書の場合も人物説話等の典拠は必ずしも所謂原拠書に限定されるものではないことが少なくない（つまり孫引も多く存するということ）。抑、説話は書承されることで諸書に播敷して拡がり、それに依って時人の教養として広く定着してゆくものであれば、その事自体に何の不思議もないわけだが、以下ではそうした書承の流れの中における『桑華蒙求』の位置について、その一端を窺ってみることにしたい。

例えば、聊か長いが、賀茂神社をめぐる次のような記事が『本朝神社考』（上之一・賀茂）に見える。

（前略）昔城北出雲路有_レ小女。浣衣鴨河。一箭流來、鴨羽加_レ箬。女取_レ婦_レ家、挿_レ之_レ檐_レ牙。已而女娠_レ產_レ男。父母問_レ其_レ夫。女曰、無_レ父母。以為_レ匿_レ而_レ不_レ言。兒三歲時、父母議_レ以為、世豈有_レ無_レ父_レ之_レ兒_レ哉。思、此里人乎。宜_レ具_レ酒膳_レ宴_レ里_レ夫。令_レ兒持_レ杯、試_レ告_レ言、以_レ此_レ杯_レ置_レ汝

父所。其得杯之人、乃兒父也。於是大会郷人、數爵後令兒送杯。兒取杯、穿稠人出堂、置籬上鴨箭所。父母及諸人怪焉。僉曰、此矢鴨羽、宜姓此兒。為賀茂氏。鴨、和訓賀茂。於是兒化為雷上天、母又同時登天。今之賀茂中祠、昔為田中時、田主播秧其苗俄變成槐樹。母氏降樹下為神。今賀茂中宮是也。兒又降為神。賀茂上宮是也。公事根源云。下賀茂御祖、上賀茂別雷。御祖神者号玉依姬。賀茂健角身命之女也。或時追遙于瀨見小河边。有丹塗矢、自河上流下。玉依姬採矢夾屋上。頃之有身、遂生男子。不知其父為誰也。一日謀聚里人設宴、授孟于男子曰、此孟可與汝父。時兒擲孟于虚空、踏破家屋曰、我是天神之子也。飛而上天。是即別雷神也。其丹塗矢者、今松尾大明神是也。神書抄云。丹塗矢者、大己貴之所化也。(下略)

この記事の後半の傍線部(即ち『公事根源』所引文)をそのまま抜出して作られているのが実は『桑華蒙求』(巻下・13玉依夾矢)の本文であり、更にその記事の贅言(或時)「白河上」
「玉依」、「採矢」の「矢」、「為誰」、「大明神」の「大」、「是

也)を削り、わかり易く言換え(「有身」を「有娠」とする、文字を改め(「授孟于男子」を「採杯于男子」とする。但しこの変更は好ましくないが)たりしたもののが、次の『扶桑蒙求』(巻上・2玉依夾矢)の本文である。

下賀茂御祖上賀茂別雷御祖神者、号玉依姬。賀茂健角身命之女也。追遙瀨見小河边、有丹塗矢流下。姫採夾屋上。頃之有娠、遂生男子。不知其父也。一日謀聚里人設宴、採杯于男子曰、此孟可與汝父。時兒擲杯于虚空、踏破家屋曰、我是天神之子也。飛而上天。是即別雷神也。其丹塗矢者今松尾明神。

この『扶桑蒙求』(岸鳳質著。全三巻。天保十四年(一八四三)十月刊。東都書肆(江戸下谷御成道)青雲堂英文蔵梓)は著しく『桑華蒙求』の影響を受けており、大部分がその抜書ではないかと思われる程なのであるが、それとは異なる場合もなくはない。

林読耕齋の『本朝遼史』(巻下・紀俊長)に次のような記述が見える。¹⁶⁾

俊長者世世居南紀。為二日前国懸宮之神職。俊長喜詠書、善詠歌、叙從三位。後小松帝有詔采其歌詞者

凡百餘篇。每有禁苑遊宴、遠召預之、為侍從、聽
内昇殿。俊長不慕米利、不好紛冗。応永
十二年三月、出俗塵、退居于南紀之舍、改名宗傑。
其所居有梅數百株竹數千莖。乃以梅竹為軒之榜。
蓋効山陰之種竹者曰竹隱、擬孤山之詠梅者曰梅
隱也。又貯書籍萬軸、誦詠而樂焉。往往引酒徒琴侶、
宴醉而娛焉。論者謂、此人朝之則以宏才奧學擢身於雲
霄之上、野之則以優遊自得、棲情於山水之間、晏如
淡如、以此自終。不亦賢哉。俊長倭歌新後拾遺集新統
古今集各載之。

この記述の冒頭から六行目「宴醉而娛焉」迄をほぼそのままに
引用（但し途中の「応永十二年三月」を「応永年中」に改む）
したのが『日本古今人物史』（巻二・名家伝・5俊長伝）であ
り、『桑華蒙求』（巻中・87俊長万軸）はその『古今人物史』か
ら全文を借用（但し「退居于南紀之舍」の「于」の一字だけ
は削除される）しているのだが、『扶桑蒙求』（巻下・97俊長梅
竹）の次の文は『遼史』の記事を抄出しわずかに表現を変えた
（傍点部分参照）ものなのであった。

紀俊長者肥前国県官之神職也。嗜詠歌、叙従三位。後

小松帝有詔、每有禁苑遊宴、遠召預之。応永十二年
春退居于南紀、改名宗傑。其所居有梅數百株、竹數
千莖。乃以梅竹為軒之榜。蓋効山陰之種竹者曰
竹隱、擬孤山之詠梅者、曰梅隱也。書籍巨万、誦詠
唯耽日、招酒徒琴侶宴醉而娛焉。此人朝則以宏才博學、
擢身於雲霄之上、夕則以優遊自得、棲情於山水之間。
不亦賢哉。歌詠載在新後拾遺新統古今等。

猶、本朝故事の書承の在りようについては、更に様々なケ
スがあり、今後も全三百話を越えるそれらの一つ一つに照明が
当てられねばなるまいが、その更なる詳細については、今は稿
を改めると言う他あるまい。

五

ところで、本書の中には従来知られている話柄とは異なり、
その由来の経路が必ずしも明らかでない（或は誤伝かと思われ
る）ものも見えるようだ。最後にその一節に触れておきたい。
「匡房文預」（巻中・165）の記事は次のようなものである。

正二位権中納言大江匡房、博学洽聞、並工詩歌。家系
出自音人。従四位信濃守成衡子也。世繼儒業。曾祖

匡衡擅名博識、故藏書汗充。匡房每恐古卷蠹腐、貼背整頓、標軸印記。人問其故。答曰、予是江家文預（猶言掌籍）也。何翅為己有焉。匡房拜太宰府師。故時人称江師不名。

文中に出てくる「江家の文預」という故事は次のように「江談抄」（第一・48亡考道心事、第二・17音人卿為別当時長岡獄移洛陽事）に見出せるものである。

身において字びて抜群ならしむるは、先考無才為りといへども、能く伝家の文書の条々、書写を為して加へらるるの致すところなり。先考は明障子をもって四面に立て、その中に家の文書を曝涼し、皆ごとく印を捺せり。また、損じ失せたるところには、必ずその本を尋ね求めて共継せらるるなり。常には「我はこれ江家の文預かりなり」とぞ申され侍りし。青侍四人をもつて件の障子の中に置き、一人には**続飯**を糊せしめ、一人には文を披かしめ、一人には継ぎ立たしめ、一人には書き継がしむ。かくのごとくして年月を送る。後代の物語なり。披露せらるべからざるか、と。

（第二・17）

但し、『江談抄』新大系本の注に指摘する通り、「江家の文預か

り」だと言ったのは、『桑華蒙求』に記す「匡房」などではなく、その「父の成衡」であり、蔵書の修補や印を押ししたのも父に他ならない。ではこの齟齬はいかにして生じたものなのか。本書著者が『江談抄』の記事を誤解したものなのか、と思つていたところ、本書に先行する『本朝語園』（巻四・195江家文預）の次の如き記述に逢遇した。

江匡房常ニ累代文書ヲヒラキ其朽損ズルヲ悉クミナ修理シ印ヲ捺シテ、是ヲ重ズル事極リナシ。或人故ヲ問ケレバ、幣人ハ江家ノ文預ナリトゾ。

匡房が「江家ノ文預」であると述べたものとしては、現在迄のところこの記事が管見では最も古いものではないかと思うが、猶、この誤りの淵源は他にもあるのかも知れない、という思いを未だに払拭できないでいる。

「注」

- (1) 木下利貞の嫡男。足守藩二万五千石（但し、台定の頃の年貢収納高は一万二千〜四千石台であったようである）四代目藩主。延宝七年（一六七九）八月十四日に襲封し、享保十四年（一七二九）五月二日に退くが、その五十年間に及ぶ治世には、

延宝・享保の大飢饉や三度にわたる江戸屋敷の炎上、また公役（朝鮮使節馳走役や御所普請役など）を仰せつかることも少なくなく、逼迫する財政の立直しに追われていたようである。所謂松の廊下刃傷事件後の、浅野家取潰しに伴う赤穂城請取に出向き、脇坂淡路守に引渡したのも台定である。他に『桑華雜俎』や謡曲「菊之下水」などの作品がある。彼は若年の頃より文学（字問）に志し、日夜史書を繙く好字の人として聞こえ、岡山県史の中でも名君と称えられている。

(2) 拙編著『本朝蒙求の基礎的研究』（和泉書院・二〇〇六年）で、『桑華蒙求』が『本朝蒙求』の大きな影響の下にあることを論じているので参照されたい。

(3) 稿者の披見したのは京都大学図書館蔵本（61—ソ—6。全三冊）で、書名題簽は篆書。縦二六・七センチ、横一八・九センチの大本で、表紙の色は朱色。木活字を使用しているものの活字がやや瘦せて不分明なところも少々ある。送り仮名・ルビ・返り点等はすべてない無点本で、下冊末尾には以下の識語が見える。「右桑華蒙求三卷、備中足守侯所著。蓋倣李瀚蒙求、比類和漢之故事也。其書非唯重蒙之益、大方之人亦於檢和漢比偶、大有益。刻本今存者尠矣。今茲長晷之餘暇、以活字印數十部、頒同好以省臆写之勞耳。天保十五年歲次甲辰晚秋。源玄鞏誌固。」

(4) 福田宇中箋註、林正躬訂正（全三冊）。浪華書林（横玉圃 積

『桑華蒙求』管見

善館）蔵梓。冒頭に西周の「桑華蒙求序」（明治十六年二月一日付）、中村敬宇の序（明治十六年五月六日付）があり、鳳岡の序（版本収載）の後に福田宇中の序（明治十六年一月付）が記され、下冊の末尾には「明治十五年十二月十六日版權免許、定価金一円二拾五錢、著者（故人）葵峰豊公定、箋註者（徳島県士族）福田宇中（同県下名東郡富田浦町二千三百番地）出版社（大阪府平民）柳原善兵衛（東区北久太郎町四丁目拾五番地）（大阪府平民）花井卯助（東区安土町四丁目拾壹番地）」と見えている。猶、本書は「箋註」と言っても、上欄外に各話の感想・贊辞めいた語を若干連ねる程度で、出典等の内容の子細に及ぶものではなく、その点遺憾とせざるをえない。

(5) 因みにその本文を掲げる。「晋陶潜字元亮、潯陽人、大司馬侃曾孫。少懷高尚、博學善屬文。穎脫不羈、任真自得、為鄉隣所貴。嘗著五柳先生伝以自況。時人謂之美録。為彭沢令、在縣公田悉令種秫穀。曰、令吾常醉於酒足矣。妻子固請種稻。乃使二頃五十畝種秫。五十畝種稻。素簡貴不私事上官。郡遣督郵至。與。吏白、應束帶見之。潜歎曰、吾不能為五斗米折腰。拳々事鄉里小人邪。即解印綬去。與。乃賦歸去來。後倣著作郎不就。又不營生業、遇酒則飲。嘗言夏月虛間、高臥北窓之下、清風颯至、自謂羲皇上人。性不解音、畜素琴一張。絃徽不

具。每朋酒之会、則撫而和之曰、但識琴中趣。何勞絃上声。」

(6) 猶「婦去米辞」は『文章軌範』(卷七)などにも採られているが、注記の様態が一致するという点では『古文真宝後集諺解大成』(或は『箋解古文真宝後集』)に一籌を輸すべきものと考えられる。

(7) 『蜀記』曰、昔有_レ人、姓杜、名字。王蜀。号曰望帝。宇死。俗説曰、宇化為子規。子規、鳥名也。蜀人聞子規鳴、皆曰「望帝」。

(8) 『蜀王本記』曰、荆人鼈令死。其屍流亡、随江水_一上至成都、見蜀王杜宇。立以為相。杜宇号望帝。自以德不如鼈令。以其国禪之。開明帝下至五代、有開明尚。始去帝号、復称王_一には少し類似する部分もある。

(9) 『蜀之為国、肇於人皇、与巴同圉。至黄帝為其子昌意娶蜀山氏之女、生子高陽。是為帝嚳。封其支庶於蜀、世為侯伯。歷(唐虞)夏商周……周失綱紀、蜀先称王。有蜀侯蚕叢。其曰縱、始称王。……次王曰柏灌、次王曰魚凫。王田於湔山、忽得仙道。……後有王曰杜宇。教民務農。……七国称王、杜宇称帝。号曰望帝。……会有水災、其相開明、決玉壘山、以除水害。帝遂委以政事。法堯舜禪授之義、遂禪位於開明。帝升西山隱焉。時適二月、子鷓鴣鳴。故蜀人悲子鷓鴣鳴也。巴亦化其教

而力農務、迄今巴蜀民農時、先祀杜主君開明。(開明)位号曰叢帝。……」。

(10) 『寰宇記。蜀之先肇於人皇之際。其後有王者曰杜宇、称帝曰望帝。時有荆人鼈靈。其戶随水上至汶山下。忽復生見望帝。帝立以為相。後帝自以其德不如鼈靈。因禪位於鼈靈、号開明。遂自亡去化為子鷓鴣。故蜀人聞子鷓鴣曰、是我望帝也(蜀王本紀云、杜宇為望帝、淫其臣。鼈靈妻乃禪位亡去時、子鷓鴣鳴。故蜀人見鷓鴣而思望帝)』
『淵鑑類函』〈卷四二八・杜鷓〉所引の『太平寰宇記』に依つた)もかなり近い。

(11) 『江介』曰子規、蜀右曰杜宇。望帝杜宇者、蓋天精也。李膺蜀志曰、望帝称王於蜀。時荊州有二人、化從井中出、名曰鼈靈。於楚身死、屍反沂流上、至汶山之陽、忽復生、乃見望帝。立以為相、其後巫山龍鬪、壅江不流。蜀民墊溺。鼈靈乃鑿巫山、開三峽、降丘宅土。人得陸居、蜀人住江南羌住城北、始立木柵。周三十里。令鼈靈為刺史。号曰西州。後數歲望帝以其功高、禪位於鼈靈、号曰開明氏。望帝修道处西山而隱化為杜鷓鴣。或云化為杜宇鳥、亦曰子規鳥。至春則啼、聞者悽惻。

(12) 『蜀王本記』杜宇ハ蜀ノ望帝ノ名ナリ。初々鼈靈ト云フ者ノ楚ニ死シテ尸ヲ河ニ投ニ浜テ汶山ノ下ニ至リ、忽ニ蘇ヘル。乃シ望帝是ヲ立テテ相トス。其頃巫山崩テ江ヲ壅グ。蜀國ノ

民多ク洪水ニ遭テ患トス。鼈靈乃シ巫山ヲ鑿テ三峽口ヲ開ク。即チ賞シテ西川皇帝トシ、功ヲ以テ位ヲ禪リテ蜀山ニ死ス。時ニ子規ノ鳴故ニ蜀人は是ヲ聞テ望帝ヲ悲テ、杜宇ノ靈魂ナリト云フ。荊楚歳時記ニ、杜鵑初テ鳴時ニ先ツ聞ク者ハ別離ノ悲ニ遇ト。廁ニ在リテ聞コト有ハ不祥ナリ。狗声ヲ作テ厭ト云ヘリ。異苑及ビ西陽雜俎ニ、嘗テ人アリ、出テテ行山中ニシテ一群ヲ見ル。聊カ其声ヲ学フニ即チ死此鳥啼テヨリ血出ツ。鳥ノ伏雀鶴ノ如シ。色惨黒ニシテ小冠アリ。春ノ暮ヨリ鳴初テ、夜啼テ旦ニ達ス。鳴バ則チ北ニ向フ。其声哀切ニシテ屋夜止ズ。田家はヲ候テ以テ農事ヲ興。只虫蠹ヲ食フ。自ラ巢コト能ハズ、他ノ巢ニ居テ子ヲ生ス。冬ハ則チ威蟄ス。古詩曰、杜宇曾為蜀帝王、化禽飛去旧城荒、年年來叫桃花月、為向春風訴国亡矣。羅鄴詩曰、蜀魂千年尚怨誰、声々啼血向花枝、滿山明月東風夜、正是愁人不寐時矣。

(13) 『望帝化杜鵑』(蜀之先肇於人皇之際、至黃帝子昌意娶蜀人女、生帝嚳。後封其支庶於蜀、歷夏殷周始稱王者、自名蚕叢。次曰柏灌、次曰魚凫。其後有王曰杜宇。杜宇稱帝号望帝。自恃功德高。乃以褒斜為前門熊耳。靈閣為後戶玉臺峨眉為池沢。時有刑人繁靈。其尸随水上、荊人求之不可得。繁靈至汶山下、忽復見望帝。帝立以為相。後帝自以其德不如繁靈。因禪位於繁靈。号開明。遂自亡去、化為杜鵑。故蜀人聞子規鳴曰、

『桑華蒙求』管見

是我皇帝也) 寰宇記李膺蜀志大略同) はかなり近い文章ではある。

(14) 注(2) 所引拙編著参照。

(15) 猶、類似の故事は『釈日本紀』(卷九所引『山城国風土記』『本朝月令』(四月)『伊呂波字類抄』(加)『古事記伝』(卷十二)などにも見え知られてはいたが、『神社考』を利用した事が注意される。

(16) 猶、紀俊長については、『遷史』(寛文四年(一七六四)孟夏刊)と同年(仲冬刊)に出版された『扶桑隱逸伝』(巻下)にも以下のように記されている。「俊長者、紀長谷雄之後也。世居紀州、為名艸宮神官。叙光祿大夫。常喜誦書、能作和歌。至德帝詔采其歌百餘章。每遠召与宴。俊長性清高、不榮此遇。応永十二年春、卒出俗塵、退遯乎南紀、易名宗傑。而其所居、有梅数百株、竹数千挺。俊長吟哦其間、自称梅隱、曰竹隱。又以梅竹揭其軒。横書万卷、誦且樂焉。俊長詠歌、載于至德永享二代勅撰。贊曰、林家梅、王家竹、清隱樂事、只斯而已足矣。况軒頭插万軸耶。况復和歌之承於神世、而國之好風俗耶。」

(17) 但し、妙な変更もある。末尾の「夕則以優遊自得……」は恐らく対になる前文中の「朝則以宏才博學……」とあったのを意識しての変更と思えるが、勿論この「朝」は「朝廷」の意であって「朝夕」の意ではないのであるから、『遷史』本

『桑華蒙求』管見

文に記す「野」(「在野」の意)こそ対置される意味を有するはずのものなのである。

〔付記〕 本稿の内容については和漢比較文学会第九十八回例会(平成十七年十一月十九日・於大阪大学)で『桑華蒙求』編纂素材の一端から」と題して口頭発表した(但し一部省略。また、当日「桑華蒙求典故一覽」の資料も配布したが、本稿では煩瑣なので省くことにした)。